

## 第3章

### 基本方針と施策の方向性

## 基本方針Ⅰ 互いの人権を認め合う意識づくり

### 1 考え方

人権は、すべての人の暮らしと密接に関わっています。住民一人ひとりが学校や職場、家庭、地域など、あらゆる生活の場で、常に人権が守られていることを意識していくためには、自らの権利や他人の権利についての知識を身につけ、それと同時に人権の大切さを知ることが必要です。

そのためには、年齢や性別にかかわらず、すべての人が日々の暮らしの中で人権に対する認識を深め、互いを認め合うことのできる風土を醸成していくことが大切です。

### 2 施策の現状と課題

安八町は、小・中学生などを対象とした人権教育や、平和に関する啓発、国際理解・交流、住民の健康づくりや消費生活、環境保全に向けたさまざまな取り組みを行っています。これらは住民一人ひとりの自立や住民の生活を守る施策として展開しています。それらを充実させつつ、より幅広い年代の人が参加できる活動を進めるとともに、時代の変化に伴い生じる新たな人権問題にも取り組んでいくことが必要です。

### 3 施策の方向性

#### (1) わかりやすい人権教育の推進

人権意識を高め、互いを認め合うことのできる風土を醸成するには、住民一人ひとりが人権問題に敏感な感性を磨くことが必要です。すべての教育の出発点である家庭教育の充実が図られるよう、親の学習機会の充実や父親の家庭教育への参加を促進します。また、わかりやすい内容と手法で、学校や職場、地域など、あらゆる場と機会をとらえ、人権問題への関心を高め、住民の人権意識の高揚に努めます。

社会経済情勢の変化によって生じる格差や職場での人権問題、インターネットを介した人権侵害、感染症患者等への差別など、新たな人権問題についても柔軟に取り組み、住民の関心を高めるとともに、住民とともに課題の解決を図ります。

---

---

## (2) 啓発広報活動の推進

人権に関する教育やイベントを開催しても、参加しないあるいは参加できない住民が数多くいます。このような人々に対しては、人権に関する内容の広報紙への収載や、わかりやすい啓発冊子等の配布を行うとともに、インターネットを活用した周知に努めます。

## (3) 参加型・体験型の啓発

講演会・研修会等の人権教育、広報紙・冊子等による人権啓発広報も重要ですが、それだけで当事者の生活状況等は実感できません。そこで、中学生と乳幼児の交流、高齢者と児童・生徒の交流、障がいのある人や外国人と住民の交流などを推進します。さらに、車いす体験など、障がいのある人や高齢者の疑似体験も実施します。

## 基本方針Ⅱ 人権を守る仕組みづくり

### 1 考え方

住民一人ひとりが自己的人権を守り、たくましく生きるためには、自分の気持ちを伝える力も必要になります。しかし、悩みや不安を抱える人は、気持ちが混乱していたり、動揺していたりすることがあるため、自分自身の思っていることを伝えるのが容易ではありません。そのような相談者の状況に配慮するとともに、相談者が安心かつ信頼して「自分の悩みを自分の言葉で言える環境」を整えていくことが必要です。

人権を脅かす事態が発生した場合、迅速かつ適切に対応していかなければなりません。特に子どもや高齢者、障がいのある人などは自分の言葉で自分の状況を説明することが難しいこともあります。そのため、周囲が人権侵害のサインを素早く察知し、事態の深刻化を防ぐ必要があります。

このようなことから、住民の人権を守るために、相談の体制と緊急時の対応をより充実していくことが大切です。

### 2 施策の現状と課題

人権に関する安八町の相談窓口は、福祉課であり、中央公民館において「人権相談」を年4回開催しています。町内には6人の人権擁護委員がおり、人権相談等の活動を行っています。児童虐待や高齢者虐待、DVなどの人権侵害については、関係機関との連携を進め、緊急時の対応に取り組んでいます。

住民にとって、より利用しやすく、かつプライバシーの確保など信頼性の高い相談窓口となるよう体制の整備・充実を図るとともに、人権侵害に対してより柔軟に対応できる緊急時の体制づくりを進めていくことが必要です。

---

---

### 3 施策の方向性

#### (1) 誰もが安心して相談できる体制づくり

住民の抱える悩みや心配ごとは、家族や近隣住民との関係、仕事に関する事など、実にさまざまです。それらの悩みは複数の事柄が重なり合っていることが多くなっています。したがって、相談に応じる際は、より広い視野をもって対応していくことが求められます。

相談者が安心して相談できるよう個人情報の保護を徹底しつつ、相談者の個別のケースに柔軟に対応できる体制を整えていきます。それと同時に、より多くの住民に相談できる場所があることを知ってもらうために、相談窓口の周知を図ります。

#### (2) 人権を守るための迅速な対応

暴力や虐待の被害を受けた人は、必ずしも第三者に相談するとは限りません。また、年齢やその他の状況により、自らの思いを伝えることができない場合もあります。そうした状況を考慮に入れ、人権が脅かされる事態を未然に防ぐ体制を整えるとともに、万が一、人権侵害が発生したときに迅速に対応できる仕組みを整備していくことが必要です。

緊急事態にも迅速に対応できるよう、関係機関や民間団体との連携を強化し、住民の人権を守ります。

## 基本方針Ⅲ 自分らしく生きるための環境づくり

### 1 考え方

誰もが安全かつ安心して暮らす権利を有しており、その権利を実現させるには、一人ひとりが日々の生活をどう過ごしたいかを自ら選び、決定していくことが大切になります。また、自分の意志で暮らしを営みつつ、お互いに助け合い、支え合うことは、尊厳のある自立した生活と言えます。

しかし、暴力や虐待などの被害を受けた人が精神的苦痛などから立ち直り、その人らしい生活を営むことは容易なことではありません。一方で、刑を終えて出所した人を含め、社会的に弱い立場に置かれた人たちは、社会における力関係などで、自己決定権を十分に発揮することができず、自己実現の機会が限られてくる可能性もあります。

そうしたさまざまな状況に配慮し、暴力や虐待などの被害を受けた人や社会的に弱い立場に置かれた人たちが自らの生き方を選択し、自分の意志で暮らしを営んでいけるよう、持続的に支援していく体制を整備していくことが大切です。

### 2 施策の現状と課題

安八町では、子ども、高齢者、障がいのある人などを対象とした町独自の支援や、高齢者、障がいのある人の社会参加を促進する活動などを展開しています。また、生活が困難な世帯に対する各種支援も行っています。

個人が社会において、より継続的にその人らしさを発揮できるよう、就労も視野に入れた支援を考慮していくことが必要です。

---

---

### 3 施策の方向性

#### (1) 尊厳ある暮らしを営める環境づくり

暴力・虐待などの被害を受けた人や社会的に弱い立場に置かれた人たちは、自立をめざそうとしても、住居の確保が難しかったり、就職先が限られているなど、さまざまな壁を乗り越えていかなければなりません。

そこで、関係機関と連携して、就労に関するトレーニングやスキル習得の機会の充実を図り、個人の自立の支援に努めます。また、住居の選択肢の拡大などに努め、暴力や虐待などの被害を受けた人や社会的に弱い立場に置かれた人たちが尊厳ある暮らしを営むことのできる環境を整えていきます。

#### (2) 個人を支える団体の支援

安八町には、社会的なセーフティネットとして、子育て家庭、高齢者、障がいのある人などを支援するボランティアなどの民間団体が活動しています。個人の尊厳ある暮らしを促進するため、子どもや女性、高齢者、障がいのある人などの人権を守る民間団体の活動を支援していきます。

基本方針Ⅳ

人にやさしいおもいやりのあるまちづくり

1 考え方

少子・高齢化やひとり暮らし世帯が増加することが見込まれることから、地域でのふれあいはより重要になってきます。日頃から近隣住民と気軽にあいさつを交わすなど、日々のコミュニケーションをとおして地域のつながりを深めていくことにより、人権侵害の発生を未然に防ぐことができるかもしれません。

また、バリアフリーに配慮した施設や交通網の整備など、ハード面でのまちづくりを進めていくことにより、誰もが自由に行動でき、社会へ参画できる機会を増やすことができます。

このような視点に立ち、住民が互いにつながりを深め合うコミュニティづくりを進めるとともに、誰にとっても住みやすい、人にやさしいおもいやりのあるまちづくりを推進していくことが大切です。

2 施策の現状と課題

安八町では、自治会をはじめとする住民活動や防犯活動への援助、住民・団体の福祉活動への支援、育児中の保護者の交流促進なども実施しています。一方、公共施設や道路、情報のバリアフリー化などのユニバーサルデザイン化も進めています。

地域における住民の活動を後押しするとともに、ソフト面とハード面から誰もが暮らしやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

---

---

### 3 施策の方向性

#### (1) 人にやさしい地域づくり

安八町には、さまざまな地域から集まった人たちが多様なライフスタイルで暮らしを営んでいます。そうした人たちが地域でともに支え合って生活していくためには、住民自らが、人にやさしいおもいやりのあるまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、地域で住民同士が助け合い、自ら地域の問題を解決できるよう、住民団体やボランティア団体などの活動を支援し、住民主体のコミュニティづくりを展開していきます。

#### (2) 誰もが暮らしやすい環境づくり

安八町は、誰もが自由に行動できるような道路網の整備、また、誰もが入館しやすく使いやすいユニバーサルデザインの考え方のもとに各種公共施設の整備を進めています。今後も、人にやさしいまちづくりの視点に基づいた環境整備を進め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

## 基本方針Ⅴ 人権尊重のための体制づくり

### 1 考え方

安八町では、「子ども」「高齢者」「女性」「障がいのある人」などの枠組みで、それぞれの人権問題に対して施策を講じてきました。

これらの人権問題には、背景として、個人の人権意識や家族内の力関係など、さまざまな要因が隠されています。また、近年は、インターネットを悪用した誹謗・中傷や感染症患者等への差別など、すべての人が対象となり得る人権問題も顕在化してきました。

そうした問題を解決へと導いていくには、従来の枠組みにとらわれない、包括的な視野が必要になります。そのためには、町職員の人権意識を高めるとともに、住民や関係機関等との連携はもとより、庁内各部署の横断的な体制を整えていくことが必要です。

### 2 施策の現状と課題

安八町では、これまで行政の体制整備の一環として、「子ども」「高齢者」「女性」「障がいのある人」などに関する計画などを策定し、その中でもそれぞれの人権の尊重を推進してきました。

町職員の人権意識をより向上させていくとともに、関係部署との連携を強化し、個別に対応してきた人権問題に対しても総合的に取り組む体制の充実を図る必要があります。

### 3 施策の方向性

#### (1) 人権尊重に向けた体制づくり

すべての住民が互いを尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、庁内の体制づくりが欠かせません。そこで、各担当課に、より人権の考え方を浸透させていくとともに、連携方法の検討などを行い、庁内の横断的な体制づくりを進めていきます。

また、人権を取り巻く環境は、日々変化しています。そうした社会の変化に反応し、対策を講じていくためには、安八町全体での取り組みが不可欠です。そこで、人権に関する施策を推進するにあたり、住民や人権擁護委員、ボランティア団体、関係機関などと連携し、総合的・包括的に人権問題の解決に取り組んでいきます。

---

---

## (2) 町職員の人権意識の高揚

人権尊重のまちづくりを進めるために、町職員は人権意識をもって業務に臨んできました。そうした町職員の人権意識をより高めるために、人権に関する研修機会を充実させるとともに、人権尊重の視点で日々の業務を振り返り、改善することのできる、職場の環境づくりを進めていきます。

